

釜房ダム貯水池に係る
湖沼水質保全計画

昭和63年1月

宮 城 県

1 水質の保全に関する方針

釜房ダム貯水池は、仙台市及びその周辺市町の上水道や農工業用水などの水源として水資源の安定的な確保に重要な役割を果たしているとともに、周辺の自然環境と一体となつてすぐれた景観をつくり出し、野外レクリエーション等の憩いの場としてかけがえのない財産となっている。

しかしながら、釜房ダム貯水池は、継続して水質環境基準が確保されておらず、また、富栄養化の進行により上水道では異臭味障害等が発生している状況にある。

このような時期に、釜房ダム貯水池が湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼に指定されたことから、県は、同法に基づく湖沼水質保全計画を策定し、着実な水質改善による水質環境基準の確保を目途としつつ、昭和62年度から昭和66年度までの5年間をこの計画の期間とし、水質保全に資する事業、各種汚濁源に対する規制等による均衡ある水質保全対策を総合的かつ計画的に推進する。

これにより、昭和66年までの水質をCOD値で1.9mg/l（年平均値1.7mg/l）まで改善することを目標とする。

<水質目標値>

		現 状	66年度	
			施策を講じ ない場合	施策を講 じた場合
COD水質 (mg/l)	75%値	2.7	2.4	1.9
	年平均値(参考)	2.2 (2.1)	2.1	1.7

(注) () 内は、過去3年間の平均値である。

2 水質の保全に資する事業

(1) 下水道の整備

釜房ダム貯水池の水質保全を図る上で、生活排水等に係る汚濁負荷量の削減対策として、下水道の整備は、極めて重要な施策である。

指定地域内においては、川崎町公共下水道の整備が進められており、昭和61年度末における地域内処理人口は、2,2千人、人口普及率は23.9%である。

今後とも、川崎町公共下水道について、その整備を総合的に進めるものとし、計画期間内においては、下表のとおり下水道の整備を進める。

下水道整備計画

	指定地域内行政人口	処 理 人 口
現状（61年度）	9.2千人	2.2千人
66年度	9.5千人	3.6千人

（注） 本計画は、今後の社会・経済の動向、財政事情等を勘案しつつ、弾力的にその実施を図るとともに、2年後には見直すことについて検討するものとする。

(2) 家畜ふん尿処理施設の整備等

釜房ダム貯水池の水質保全に資するため、下表のとおり畜産環境整備施設の整備を進めることにより、堆きゅう肥の野積み等の解消に努め、家畜ふん尿の適正な処理を促進する。

畜産環境整備施設整備計画

事業年度	事業主体	家畜ふん尿処理施設
63～65年度	野業協同組合等	堆肥センター 3施設
		堆肥舎 8施設

(3) 廃棄物処理施設の整備

釜房ダム貯水池の水質保全のため、ごみ等廃棄物の不法投棄及び不適正処理の防止に努める必要があり、このため下表のとおり必要な廃棄物処理施設の整備を行なう。

一般廃棄物処理施設整備計画

事業年度	事業主体	事業内容	事業量
62～66年度	仙南地域広域行政事務組合	ごみ処理施設	30t/日
		粗大ごみ処理施設	50t/日

3 水質の保全のための規制その他の措置

(1) 工場・事業場排水対策

① 排水規制

水質汚濁防止法及び県公害防止条例により所要の排水規制を行ない水質改善に努めている。

これらの排水基準については、今後とも対象事業場への立入検査等の監視を強化し、その遵守の徹底を図る。

- ② 新增設に伴う汚濁負荷の増大の抑制

CODについて、湖沼特定事業場の新增設に伴う汚濁負荷量の増大を抑制するため、適切な汚濁負荷量の規制基準を定め、その遵守の徹底を図る。
 - ③ 指導等

以上の規制の対象外となる工場・事業場に対しては、必要に応じ污水处理施設の改善、適正管理等の指導等を行なう。
- (2) 家庭排水対策
- ① し尿浄化槽の設置、管理の適正化

し尿浄化槽については、浄化槽法、建築基準法及び宮城県浄化槽取扱要綱等に基づき、適正な設置の確保並びに保守点検及び清掃の徹底等による管理の適正化を促す。
 - ② し尿浄化槽等による雑排水処理の促進

下水道等生活排水処理施設の整備計画を勘案しつつ、建築基準法の的確な運用と宮城県浄化槽取扱要綱に基づき、し尿浄化槽の合併化を促進する。
また、必要に応じ、「川崎町雑排水指導要綱（仮称）」に基づき、生活雑排水の個別処理設置の設置を促進する。
 - ③ 各家庭への指導等

各家庭に対し、ちゅう房における食物残さ及び廃食用油の流出防止並びにりんを含まない洗剤の使用推進と適正使用等を指導するとともに、沈殿槽の清掃の指導等を行なう。
- (3) 畜産に係る汚濁負荷対策
- ① 畜舎の管理の適正化

日平均排水量 10m³以上の畜舎については、水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例により引き続き排水規制を実施するほか、指定施設及び準用指定施設である畜舎の構造及び使用方法に関する規制基準を設け、その遵守の徹底を図る。
また、これらの規制の対象外となる畜舎については必要に応じて指導等を行なう。
 - ② ふん尿の適正処理の促進

家畜ふん尿については、処理施設の整備を図りつつ、①の規制等の措置とあいまって、堆肥化、農地還元等有効かつ適正な処理の促進を図る。
- (4) 魚類養殖に係る汚濁負荷対策
- 指定施設であるこいの養殖用の網いけすについて、県は飼料の投与等に関する規制基準を、国は河川法に基づく網いけすの設置に関する許可の基準を設け、その遵守の徹底を図り、規制の対象外となる養殖用施設については必要に応じて粗銅等を行なう。

(5) その他の汚濁源対策

① 農地対策

営農の苦情に即して、施肥法の適正化、田面水の管理の適正化等の徹底を図る。

② 市街地対策

市街地等から降雨等に伴い流出する負荷に関しては、実態把握に努め、必要に応じて適切な対策を講ずる。

また、広報活動を通じて地域住民の協力を得、小水路、宅地等の清掃を促進する。

(6) 緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護

ア 指定地域内に存在する森林、農用地等の緑地その他湖辺の自然環境については、その生態系を構成する動植物、土壌等による水質保全上の機能に着目し、このような自然の有する機能を研究するなどの取組を図るものとする。

イ この計画中の各種汚濁源対策等とあいまって釜房ダム貯水池の水質の保全に資するよう、自然環境保全法、自然公園法、森林法、都市計画法、河川法等の関係諸制度の的確な運用を通じて配意し、指定地域内の緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護に努めるものとする。

4 その他水質の保全のために必要な措置

(1) 公共用水域の水質の監視

釜房ダム貯水池の水質の状態を的確に把握するため、釜房ダム貯水池内、流入河川の3地点及び貯水池に直接流入する水路7地点においても、水質の監視、測定を行なう。

(2) 調査研究の推進

釜房ダム貯水池の水質汚濁機構の究明、山林、農地、市街地等からの流出負荷の実態及び緑地・水域での自然浄化機能の評価等に関して、国及び宮城県保健環境センター等において調査研究を推進する。

また、釜房ダム貯水池内において、国は、ばっ気による水質保全効果等を把握するため、更に現地実験等、調査を継続する。

(3) 地域住民等に対する知識の普及と意識の高揚

本計画を的確かつ円滑に遂行するため、国、県、関係市町、事業者、住民等が緊密に協力しながら計画の実施に当る必要がある。

このため、事業者、住民等に対して広報活動を通じて釜房ダム貯水池の水質の状況、本計画の趣旨、内容等の周知を図るとともに、水質浄化に関する知識の普及を図り、計画の実施に関して必要な協力が得られるよう努める。

(4) 関係地域との整合

本計画の実施に当っては、指定地域の開発に係る諸計画に十分配慮し、これらの諸計画との整合性の確保を図るとともに、釜房ダム貯水池の水質保全に関する諸計画制度の運用に当っては、この計画の推進に資するよう配慮する。

(5) 事業者等に対する助成

この計画を円滑に推進するため、政府系金融機関による融資制度、県及び町等の融資制度及び釜房ダム貯水池湖沼水質保全対策基金（仮称）の活用により、事業者等による汚水処理施設の整備等を促進する。